白鳥ハイツ指定短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）
第１条　　社会福祉法人室蘭福祉事業協会が開設する白鳥ハイツ指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、管理栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員（以下「短期入所生活介護等従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第２条　　事業所の短期入所生活介護等従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。
２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　白鳥ハイツ指定短期入所生活介護事業所
（２）所在地　室蘭市白鳥台４丁目８番１号

（職員の職種、員数、及び職務内容）
第４条　　事業所に勤務する職種、員数（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護を兼務）、及び職務内容は次のとおりとする。
（１）管理者　　　　　１名（常勤兼務）
ア　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
イ　管理者は、相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。
（２）医師　　　　　　１名（非常勤）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
（３）生活相談員　　　１名以上（特養生活相談員兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
（４）介護職員　　　３３名以上（常勤換算、特養介護職員兼務）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
（５）看護職員　　　　３名以上（常勤換算、特養看護職員兼務）
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
（６）管理栄養士　　　１名以上（特養、通所介護管理栄養士兼務）
利用者に対する栄養指導等を行う。
（７）機能訓練指導員　１名以上（特養機能訓練指導員兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

（利用定員）
第５条　　事業所の利用定員は、６名（白鳥ハイツ介護予防短期入所生活介護事業所定員含む）とする。

（短期入所生活介護の内容）
第６条　　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。
（１）入浴、清しきによる清潔の保持
（２）排せつの自立援助
（３）離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
（４）食事の提供及び栄養管理
（５）生活機能の改善又は維持のための機能訓練
（６）健康管理
（７）家族に対する相談、助言等の援助
（８）その他レクリエーション行事等のサービスの提供

（利用料等）
第７条　　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。
２　前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを別表１のとおり利用者から徴収する。
（１）滞在費
（２）食費
（３）理美容代
（４）次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の送迎に要した費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額を徴収する。
ア　事業所から、片道おおむね１５キロメートル未満３００円
イ　事業所から、片道おおむね１５キロメートル以上５００円
（５）前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用。
３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）、
第８条　　通常の事業の実施地域は、室蘭市全域、並びに伊達市南黄金町・北黄金町・南稀府町・中稀府町・北稀府町の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）
第９条　　指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護等従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

（緊急時等における対応方法）
第１０条　短期入所生活介護等従業者は、現に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）
第１１条　非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は､虐待の発生又はその再発を防止するため､次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　　事業者は､サービス提供中に､当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報するものとする。

（緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き）

第１３条　当施設におけるサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行わないこととする。

施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行うものとする。

（１）身体拘束適正化検討委員会を設置する。

（２）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

（３）当該入所者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討する。

（その他運営についての留意事項）

第１４条　事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１　この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１４年　４月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１７年１０月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１９年　４月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１９年　７月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２０年　４月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２０年１０月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２０年１１月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２１年　６月　１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２１年　７月　１日から施行する。

附　則
1　この規程は、平成２２年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２３年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２３年　７月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２４年１１月１９日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２５年　１月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２５年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２８年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２９年　５月１５日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成２９年　９月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成３０年　５月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成３０年　６月１８日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成３１年　１月１５日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成３１年　２月２０日から施行する。
附　則
1　この規程は、平成３１年　３月２１日から施行する。
附　則
1　この規程は、令和　元年　７月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、令和　元年　９月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、令和　元年１０月　１日から施行する。
附　則
1　この規程は、令和　２年　２月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年　３月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年　４月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年　４月２０日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年　６月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年　６月１５日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年　７月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年１１月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　２年１２月　２日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　３月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　４月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　５月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　７月　５日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　７月１２日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　７月１６日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　８月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年　９月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年１０月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年１１月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　３年１２月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　４年　１月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　４年　１月２４日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　４年　４月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。

附　則

1　　この規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。

《別表 1》

白鳥ハイツ指定短期入所生活介護事業所運営規程第 7 条第 2 項に掲げる費用

① 食費・滞在費（1 日あたり）

食費内訳

朝　　食	昼　　食	夕　　食
４０１円	５２２円	５２２円

（注）１日の食費の合計額が下記「食費負担限度額」を超えた場合は、
「食費負担限度額」を１日の食費額とする。

滞在費内訳及び食費負担限度額

利用者負担段階	滞在費 多床室	食費負担限度額
第 1 段階	０円	３００円
第 2 段階	４３０円	６００円
第 3 段階①	４３０円	１，０００円
第 3 段階②	４３０円	１，３００円
第 4 段階～第 6 段階	９１５円	１，４４５円

② 特別な食事代

内　　容	単　位	金　額
利用者のご希望に応じた特別な食事（酒を含む）	１回	要した費用の実　　費

③ 理髪・美容代

内　　容	単　位	金　額
理髪サービス	１回	要した費用の実費
美容サービス（パーマ含む）	１回	要した費用の実費

④ レクリエーション・クラブ活動費用

品　　名	単　位	価　格
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動参加時にかかる材料代等	１回	要した費用の実　　費

⑤ 日常生活上必要となる諸費用（日常生活品の購入代金等一覧）

品　　名	個　数	価　格
ティッシュペーパー	１箱	７５円
歯　ブ　ラ　シ	１本	１１０円
歯　磨　き　粉	１本	１１０円
口腔　スポンジ	１箱	要した費用の実費

⑥ 売店代

品　　名	単　位	価　格
売店代	１カ月	要した費用の実費